

情報連携プラットフォーム整備計画策定業務 提案要求仕様書

提案書作成における留意点

- 県は、受託事業者の決定通知後、業務委託先候補事業者の提案内容を踏まえ、本提案要求仕様書をもとに調達仕様書を作成し、調達仕様書及び提案書を本業務の仕様として業務委託契約を締結するものとする。
- 本仕様書中に「提案事項」として指定された内容については、提案書に該当部分を分かるように（頁を記載）したうえで、必ず提案に含めること。
- 本仕様書の要求要件にない事項で、提案者が独自に追加をした提案がある場合は、提案書中の該当箇所に「追加提案」と表記すること。
- 成果物の例示をする場合、当該成果物の具体的なイメージを提示すること。なお、当該例示については、提案者の同様事業の実績における事例でもよい。
- 提案書で提案された取組については、本業務の中ですべて実施することとし、費用が別となる提案は含めないこと。

目次

1. 概要	1
1.1 背景	1
1.2 本業務の目的	1
1.3 契約期間	1
1.4 本県が目指すビジョン	2
1.4.1 ID ひとつで様々なサービスが利用できるサービスの実現(アカウントの共通化)	2
1.4.2 探したい情報やサービスがすぐに見つかるポータルサービスの実現	2
1.4.3 データ連携・サービス連携	2
1.4.4 ビジネスプラットフォームの整備	2
1.5 現状と実現したいイメージ	3
1.5.1 現状イメージ	3
1.5.2 実現イメージ	4
1.5.3 現状の課題と解決の方向性	4
1.6 構成要素及び関連システム	5
1.7 用語の定義	6
1.8 本業務の概要	7
1.8.1 アカウント共通化検討業務	7
1.8.2 ワンストップサービス検討業務	7
1.8.3 データ管理・連携方式検討業務	7
1.8.4 公開型 GIS 基盤導入検討業務	7
1.8.5 整備計画策定業務	7
2. 業務要件	9
2.1 アカウント共通化検討業務要件	9
2.1.1 対象サービス調査	9
2.1.2 ID 連携方式検討	9
2.2 ワンストップサービス検討業務	10
2.2.1 ポータルサービスの検討	10
2.2.2 サービス・ポータル間連携方式検討	10
2.3 データ管理・連携方式検討業務	11
2.3.1 庁内事業者情報の調査・標準化	11
2.3.2 国のベース・レジストリ等との連携方式検討	11
2.3.3 県のモデル実装事業との連携	12
2.4 公開型 GIS 基盤導入検討業務	14
2.4.1 GIS 活用業務調査	14
2.4.2 公開型 GIS 基盤導入検討	15

2.4.3	庁内 GIS データとの連携方式検討	15
2.5	整備計画策定業務	16
2.5.1	検討対象スコープの定義	16
2.5.2	整備計画の策定	17
2.5.3	市町村サービス・データとの連携の検討	18
2.5.4	次年度事業の調達仕様検討	18
3.	プロジェクト推進要件	19
3.1	プロジェクトの実施	19
3.1.1	プロジェクト実施計画	19
3.1.2	実施体制	19
3.1.3	実績	19
3.1.4	会議の開催・記録	19
3.2	関連事業調整支援	20
3.2.1	関係部署・関係団体との調整	20
3.3	全体スケジュール	21
3.4	業務実施要件	21
4.	納品要件	23
4.1	納品物	23
4.2	納品条件	24
4.3	納品形式	24
4.4	納品場所	24

1. 概要

1.1 背景

本県は、日本における社会課題そのものを抱える代表的な県です。高齢化にあつては平成 27 年からの 10 年間の後期高齢者の増加率は全国で最も高く異次元の高齢化を迎える状況にあります。また、コロナ禍においては、人口が密集する首都圏の一角として、経済活動に大きな影響を受ける結果となりました。

そのような社会課題の解決のカギとなるのが、高度なデジタル社会への変革である「デジタルトランスフォーメーション(DX)」です。DX はアナログをデジタルに置き換えるだけでなく、アナログではできなかったことをデジタルにより実現し、デジタルの柔軟性や拡張性を活かして、そこに新しい価値を生み出す変革です。また、デジタル化によって、新たなセキュリティ上の弱点を作らないようにすることが、従来のものを超えた新たなデジタルのあり方を示すにあたり重要となります。

DXの実現により、行政はもちろんのこと、社会全体のデジタル化を進め、デジタルで可能なサービスが広く浸透し、さらにそれらのサービスが連動していくことで、様々な社会課題を解決していくことが期待されています。

本県では、計画的に行政のデジタル化を着実に推進するため、令和3年3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」(以下「DX 推進計画」という。)を策定しました。本 DX 推進計画では、社会基盤としてのデジタルインフラを浸透させることで「社会全体のデジタルトランスフォーメーション」を実現し、快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県への変革を目指すビジョンとしています。

また、行政サービスは様々な対象や分野など多岐に渡ることから、令和4年1月に、DX 推進計画で示したビジョンを細分化・詳細化し「DX ビジョン」として設定するとともに、当該ビジョンを実現するための計画期間の工程をバックキャストにより明確化したものを「ロードマップ」として位置づけて策定を行いました。

1.2 本業務の目的

本業務は、「DX ビジョン・ロードマップ」で示している総合ビジョンにおける下記の項目、

- ID ひとつで様々なサービスが利用できるサービスの実現(アカウントの共通化)
- 探したい情報やサービスがすぐに見つかるポータルサービスの実現
- データ連携・サービス連携
- ビジネスプラットフォームの整備

の実現を図るため、マイナンバーカードや県民向け・事業者向けのポータルサイトを軸にして、県民や事業者がワンストップ・ワンスオンリーで行政サービスを受けることができ、かつ、県民・事業者・行政がデータを有効・安全に相互に利活用できる情報連携プラットフォームの整備に向けた各種調査や要件定義等を行うこととする。

また、各種調査や要件定義等を報告書としてとりまとめ、令和5年度以降に実施を予定している、基盤の本実装に向けた検討材料とするため、今後の技術動向、社会情勢を踏まえた的確な検討が必要となる。

1.3 契約期間

本委託業務の契約期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

1.4 本県が目指すビジョン

本業務での各種調査、要件定義等の対象となる情報連携基盤により、本県が目指すビジョンを以下の各章及び図 1 及び図 2 に示す。なお、詳細は、「DX ビジョン・ロードマップ」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0104/ai/dxvisionroadmap.html>)に記載しているので参照すること。

1.4.1 ID ひとつで様々なサービスが利用できるサービスの実現(アカウントの共通化)

事業者や県民があらゆる行政サービスを、マイナンバーカードや1つの共通 ID で利用できるようにし、事業者や県民は多種多様な ID を管理する手間がなくなることによる、利便性の高いサービス提供を目指す。

1.4.2 探したい情報やサービスがすぐに見つかるポータルサービスの実現

情報を一元管理するポータルサイトを構築し、県民や事業者が必要な情報や個人の重要情報へ簡単にかつ安全に閲覧できる環境の実現を目指す。

1.4.3 データ連携・サービス連携

国が整備を行うベース・レジストリやデータ連携の仕組み及び県が実装を進める WEB データベース等の各種基盤を活用し、行政サービス間や民間サービスとの連携を図ることで、より高度なサービスの実現を目指す。

1.4.4 ビジネスプラットフォームの整備

事業者がスピーディーにビジネスを展開するためのビジネスプラットフォームの整備を行い、デジタル技術の活用やポータルサイト、マッチングシステム等の構築によるビジネスの進化・効率化を目指す。

IDひとつで様々なサービスが利用できるサービスの実現

あらゆる行政サービスを、マイナンバーカードや1つの共通IDで利用できる利便性の高い社会を目指します。

本人確認を要するサービスでのマイナンバーカード活用

行政窓口サービスや図書館利用など本人を確認して提供する現地サービスが、マイキープラットフォーム等によりマイナンバーカード一つでできる。



事業者への共通ID (G BizID) によるサービス提供

国が提供するG BizIDで、補助金の申請や入札参加などの事業者サービスが受けることができる。

探したい情報やサービスがすぐに見つかるポータルサービスの実現

ポータルサイトやスマホアプリにより、県民や事業者が必要な情報や個人の重要情報へ簡単にかつ安全に閲覧できる環境の実現を目指します。

法人ポータルによる法人向け情報の一元化

県から事業者へ発信する情報を一元化するとともに、各種マッチングサービスや事業者向け申請手続を一括管理することができる。



行政情報へのアクセス向上

AIチャットボットの機能向上等により、県民が真にアクセスしたい行政情報にワンストップでアクセスできるようになる。

図 1 DX ビジョン・ロードマップにおける本事業の位置づけ

データ連携・サービス連携

データ基盤を活用し、行政サービス間や民間サービスとの連携により、より高度なサービスの実現を目指します。

情報連携PFによる事業間のデータ連携

行政の事業や取組においてそれぞれのデータが連携され、無駄のないより高度な行政サービスが提供される。



ベース・レジストリによるデータ連携サービスの充実

ベース・レジストリにより、正確な基礎データが提供され、様々なサービス間でのデータ連携が図ることができる。



ビジネスプラットフォームの整備

ビジネスプラットフォームの整備

事業者への共通ID (G Biz ID) によるサービス提供

国が提供するG Biz IDで、補助金の申請や入札参加などの事業者サービスが受けられることができる。

法人ポータルによる法人向け情報の一元化

事業者に必要な情報を一元化するとともに、各種マッチングサービスや事業者向け申請手続を一括管理することができる。

GIS等との連携による地図空間データのプラットフォーム・オープンデータ化

現況データや工事竣工データをGIS等との連携により重層化することでインフラに関するマルチタスクが構築される。

行政がもつビッグデータのビジネス活用

産業、健康、福祉等の各分野で県が調査・集約・蓄積している様々なビッグデータをビジネスに活用できる。

最適な生産・流通・販売システムの構築

実需者や消費者のニーズ、市場価格などの情報を活用したシステムを構築することで、担い手自らがバリューチェーンなどの分析ができる。

事業者・県民をつなぐマッチングシステムの提供/共通ポイントサービスの活用

マッチングシステムやポイントサービスなど共通化され、様々なシーンで連動して利用できるようになる。

図 2 DXビジョン・ロードマップにおける本事業の位置づけ(続き)

1.5 現状と実現したいイメージ

本県における県民向け、事業者向けに提供するサービスの現状と、本事業で調査、検討を行う情報連携プラットフォームプラットフォームによる現状及び実現したいイメージについて、以下の図 3 及び図 4 に示す。

1.5.1 現状イメージ

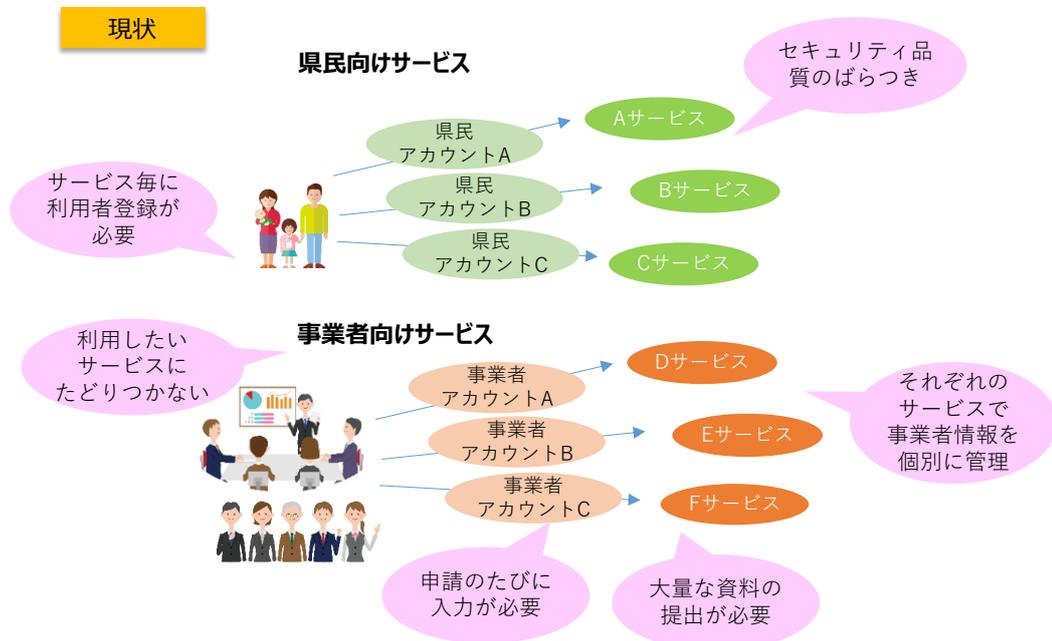


図 3 現状イメージ

1.5.2 実現イメージ

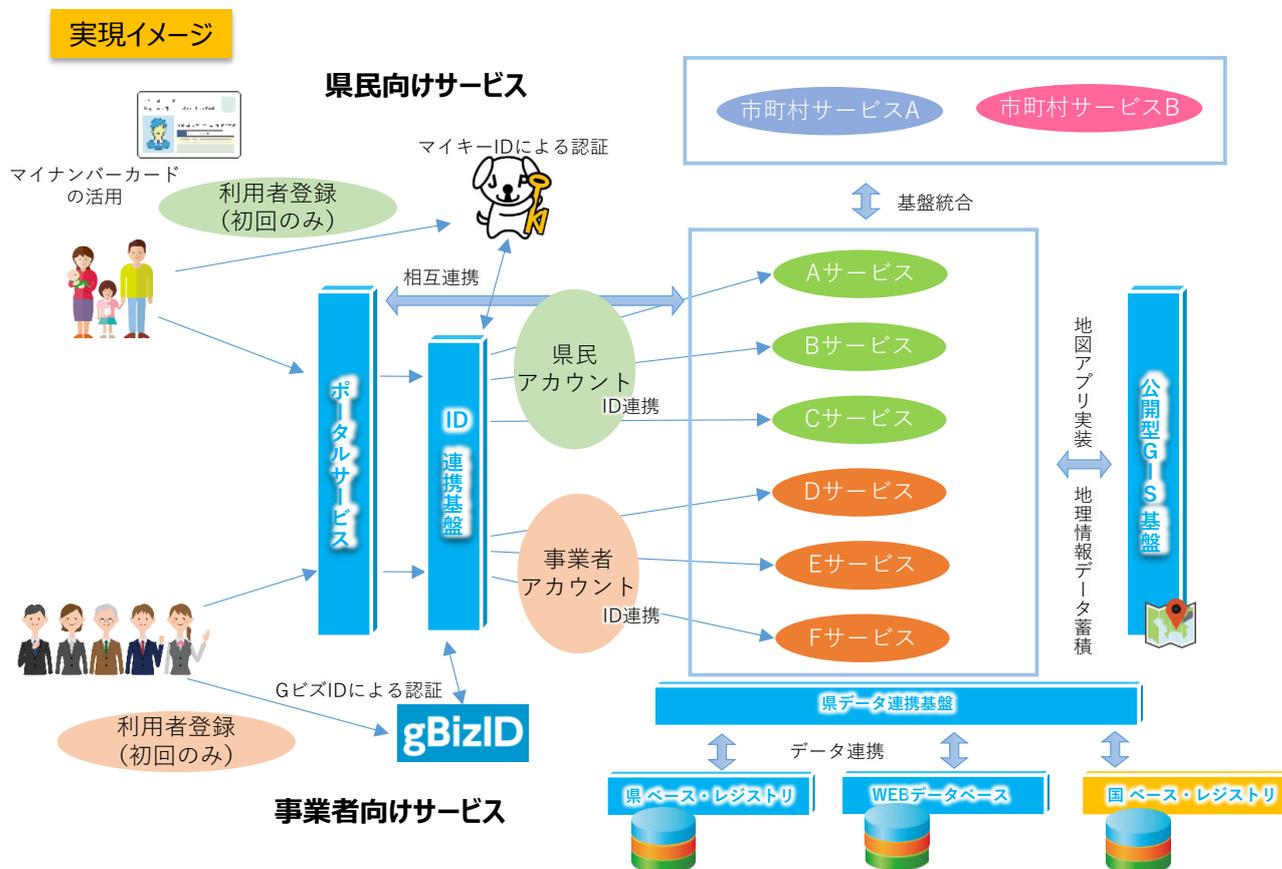


図 4 実現イメージ

1.5.3 現状の課題と解決の方向性

本事業に係る本県の現状の課題と本県が考える解決の方向性について表 1 に示す。

表 1 課題と解決の方向性

分類	対象	課題	解決の方向性
アカウント管理・体系	利用者	サービスごとにアカウント(ID)を管理しており、利便性が悪い。 各サービスでセキュリティ品質にばらつきがある。	可能な限り、県が提供するサービスは同一のアカウントを扱うようにする。 県の独自管理から既存のセキュアなアカウント管理の仕組みの利用にシフトする。
	県	サービスごとにアカウント(ID)を管理しており、管理効率性が悪い。	県の独自管理から既存のアカウント管理の仕組みの利用にシフトする。
ワンストップサービス	利用者	利用したいサービスに容易にたどり着かない。 どのサービスを利用してよいか分からない。	ポータルサイトの構築により、利用者の属性情報等から、利用者が必要としているサービス(情報)を見やすく表示する。 ポータルサイトに、利用者の属性情報等に応じたプッシュ通知機能やレコメンド機能等を実装する。

	県	管理しているサービス(情報)を必要としている利用者に伝えづらい。 分野横断でビジネスの活用を促したい。	ポータルサイトにて、利用者の属性情報等に応じた情報配信機能等を活用する。 ポータルサイト利用する事業者の属性情報等により、必要として申請・手続や関連事業者・県民をつなぐ(マッチング)機能を実装する。
データ管理・連携	利用者	大量な資料や各種情報を申請のたびに登録する必要がある。	2度目の登録が不要なワンスオンリーを実現するシステムを利用する。
	県	各サービスで事業者情報を個別に管理しており効率性が悪い。	事業者情報を庁内で一元管理するため、データ項目の標準化やシステム(データベース)の集約を行う。
GIS基盤	県	庁内で共通で利用できる外部に公開する基盤が存在しない。	庁内の GIS データを保有する原課が共通的に利用できる、公開型の GIS 基盤を構築する。

1.6 構成要素及び関連システム

本事業における情報連携プラットフォームの各機能を実現するために必要な構成要素及び関連するシステムについて、図 5 に示す。

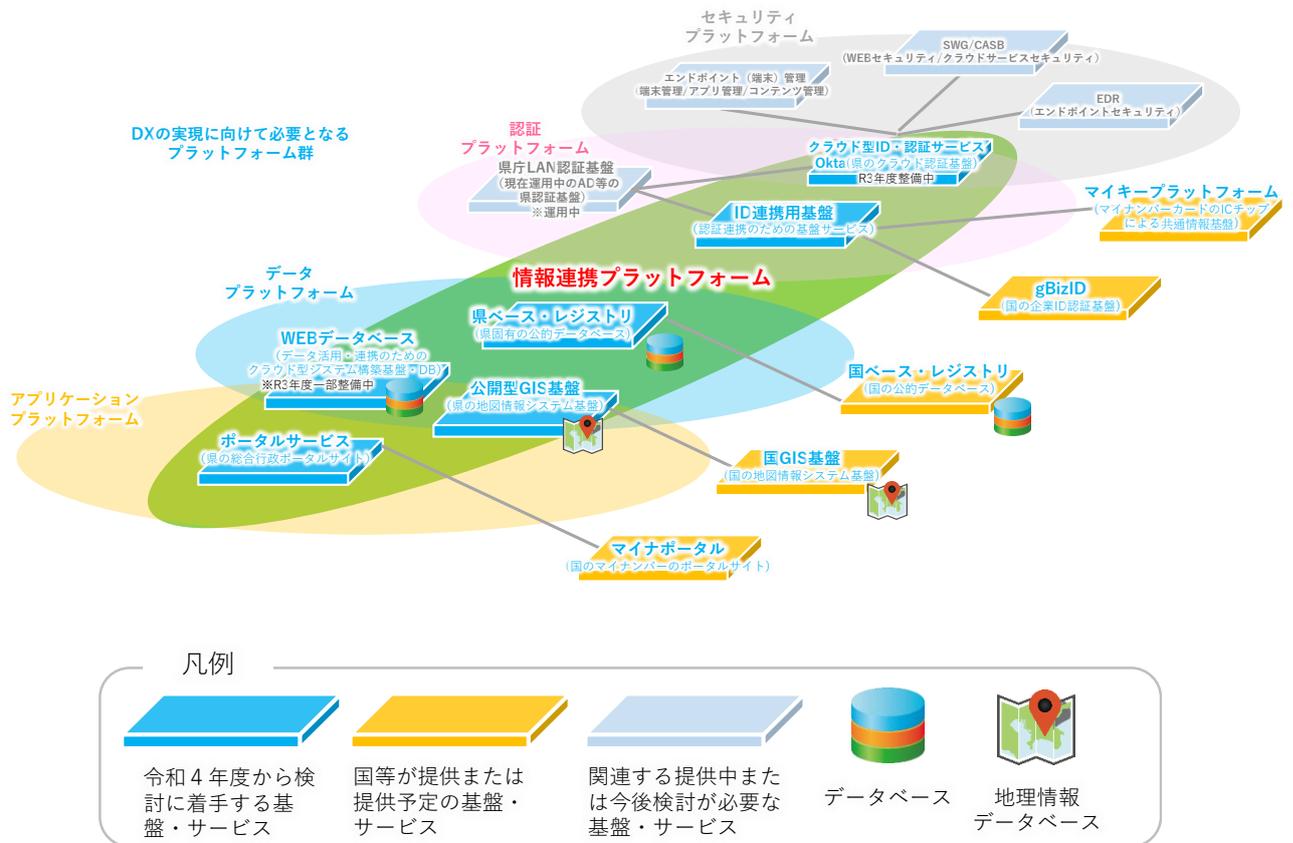


図 5 情報連携プラットフォームの構成要素及び関連システム

1.7 用語の定義

表 2 用語の定義

用語	説明
行政・デジタル改革課	埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課。本業務の発注担当課。
原課	本事業で対象とするサービスやデータを所管する担当課
情報連携プラットフォーム	本事業で構築を検討する、情報連携を行うために必要な基盤やサービスの総称。
DX 推進計画	本県が令和3年3月に定めた、計画的に行政のデジタル化を推進するための計画。
DX ビジョン・ロードマップ	本県が令和4年1月に定めた、DX 推進計画で示したビジョンを細分化詳細化し、かつ計画期間の工程を明確化したもの。
サービス	本県が県民や事業者に提供する行政サービス。本事業では、スマホアプリや Web サイトなどを想定している。
県民アカウント	サービスのうち、県民向けに提供するもの。
事業者アカウント	サービスのうち、事業者向けに提供するもの。
アカウント	サービスを利用する際に必要な利用者を識別する ID 及び利用権限。
県民アカウント(ID)	アカウントのうち、県民向けに管理・運用するアカウント(ID)。
事業者アカウント(ID)	アカウントのうち、事業者向けに管理・運用するアカウント(ID)。
ID 連携基盤	ID を共通化して利用するための基盤。本事業で実装の必要性も含め検討する。
マイキーID	マイナンバーカードを活用して公共施設等のサービスを統合するシステム(マイキープラットフォーム)を利用するために必要なログイン ID。県民アカウント(ID)として活用する一例。
gBizID	行政手続等において手続を行う法人を認証するための仕組み。1 つの ID・パスワードで本人確認書類なしで様々な政府・自治体の法人向けオンライン申請が可能となる。事業者アカウント(ID)として活用する一例。
ポータルサービス	様々な Web サービスや情報を集約して簡単にアクセスできるようにまとめたサイト。
ワンストップサービス	複数に分散していたサービスを1か所にまとめ提供するサービス。ポータルサービスで実装する機能で実現する想定。
包括的データ戦略	国が令和3年6月に閣議決定により定めた日本政府が世界トップレベルのデジタル国家を目指す上で必要なデジタル基盤を構築するための戦略。
デジタル田園都市国家構想	国が令和3年に発表した、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想。構想のもとに、各種国の施策が展開される。
国ベース・レジストリ	公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データのうち、国が管理して定めたもの。包括的データ戦略で指定されている。
県ベース・レジストリ	ベース・レジストリの本県版。本事業において、今後の整備対象や整備計画についても定める。
WEB データベース	本県が令和3年度から導入を開始した、ワンスオンリーを実現するための WEB ベースのデータベースシステム。
県データ連携基盤	本県で、各サービスが共通で利用するデータ連携するための基盤。本事業で実装の必要性も含め検討する。
公開型 GIS 基盤	本事業で導入を検討する、庁内で共通で利用できる外部公開型の GIS(地理情報システム)の共通基盤。
庁内 GIS データ	庁内で保有する、GIS に登録可能な各種データ。
モデル実装事業	国のベース・レジストリ等連携対象との連携方法やその実現性を実証するため、モデル的に実施する本県の事業。本事業とは別事業で実施する。

1.8 本業務の概要

本業務では、令和 5 年度以降に本実装を行う情報連携プラットフォームの整備に向け、各種調査及び要件定義等を行うとともに、整備計画の策定を行う。

1.8.1 アカウント共通化検討業務

本県が県民向け及び事業者向けに提供する各種サービス(スマホアプリ、Web サイトなど)のうち、事前のアカウント(ID)登録が必要なサービス(以下「対象サービス」という。)に対するアカウント統一化に向けた調査を行うとともに、ID 連携方式、対象サービスの実装方等の検討、関連システムの改善提案、要件定義等を行う。

1.8.2 ワンストップサービス検討業務

県民向け及び事業者向けに、利用者が属性や嗜好等に合わせて、求めている複数の情報やサービスがワンストップですぐに見つかるようにするため、対象サービスやそれに付随する情報を一元的に管理、表示可能なポータルサービス(Web サイトなど)の検討、要件定義等を行う。

1.8.3 データ管理・連携方式検討業務

県では、庁内各課所がそれぞれ、事業者に関する情報を保有しており、共通的な事項も分散して管理している状況であり非効率な状態である。

そこで、本業務では、庁内で管理している各種事業者情報を調査するとともに、データベース統合を視野に、県としてのベース・レジストリを構築する想定で、事業者情報の標準化やデータ管理方式検討、要件定義等を行う。

また、サービス利用者が1度入力した後の2度目の申請情報等の入力が不要なワンズオンリーやサービスの高度化を実現するため、県以外の国や民間等の様々なデータ・サービスとの連携により、県が保有していない必要な情報を参照や県から外部へ情報提供するためのデータ連携方式(API 含む)の検討、要件定義等を行う。

なお、本県の別事業(以下「モデル実装事業」という。)において、国のベース・レジストリとの連携モデルを実装する予定であるため、当該事業との連携も行いながら検討を進める。

1.8.4 公開型 GIS 基盤導入検討業務

県では、現状、全庁的に利用できる一般公開型の GIS を整備しておらず、各課所がそれぞれ、独自に導入したシステム又は国や民間が提供している GIS を活用している。

そこで、本業務では、庁内共通で利用できる外部公開型の GIS の共通基盤(以下「公開型 GIS 基盤」という。)の整備に向け、庁内の GIS を活用する業務(サービス)や導入候補となる各種 GIS 基盤の調査を行うとともに、本県での共通利用基盤として適した公開型 GIS 基盤の検討、要件定義等を行う。

また、庁内で保有する GIS 情報について、公開型 GIS 基盤に取り込むための連携方式についての検討、要件定義等も行う。

1.8.5 整備計画策定業務

1.8.1～1.8.4 記載の各業務の実施に先立ち、本事業における検討対象とするスコープ(範囲)の定義を行う。

また、1.8.1～1.8.4 記載の各業務で検討、要件定義等を行った結果に基づき、令和5年度以降、概ね3年程度

(最長5年程度)かけて実施する情報連携プラットフォームの基盤実装に向けて、整備方針、活用イメージ(ユースケース)、整備対象、整備内容、整備スケジュール、各種条件、庁内 DX 事業との関連性、その他留意事項等をまとめた整備計画について、本県と調整の上、策定を行う。

併せて、県民向け、事業者向けサービスは、県のみならず市町村が提供するサービスやデータと連携することに価値があることから、本県と調整の上、市町村サービスの調査も行い、市町村サービスとの連携の可能性や方向性についてもまとめる。

提案事項 1

業務実績

- 提案者の官公庁、自治体または民間企業等で本事業に類似する事業実績等について具体的に提示すること。

提案事項 2

提案の趣旨・概要等

- 提案者が考える本業務の趣旨、提案のコンセプト、提案の概要等について提示すること。

提案事項 3

検討対象スコープの定義

- 2.5.1 記載の本事業で対象とすべきスコープについて、自治体のネットワーク体系、本県の特長(※)等を考慮し、その考え方、実現性、令和5年から3年程度の構築期間、も踏まえて、具体的に提案すること。
- 想定する活用イメージ(ユースケース)について、利用者の立場を踏まえたメリットも含めて、イメージ図を用いて、具体的に提案すること。

※埼玉県5か年計画(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/5-keikaku/04-index.html>)、県政運営の基本方針に関する資料(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/13457/dai1busiryoushi.pdf>)などを参照。

2. 業務要件

各業務を実施するにあたり、以下の業務要件を踏まえること。

2.1 アカウント共通化検討業務要件

アカウント共通化を検討するにあたり、以下の業務を実施すること。

2.1.1 対象サービス調査

- (1) 本県が受託者に提供する対象サービスの一覧に基づき、アカウント共通化の検討に向けて必要な調査を行うこと。
- (2) 調査を実施する上で、必要に応じて、原課及び構築ベンダへのヒアリングや書面調査等を実施すること。なお、原課との連絡調整については本県の指示のもと、直接行う場合もある。
- (3) 上記(2)の調査については、アカウント統一の可能性、実装(改修)経費、スケジュールなど多面的に調査し、今後の実装に向けた総合的な評価・分析を行うこと。

2.1.2 ID 連携方式検討

- (1) 2.1.1 の庁内サービス調査状況を踏まえ、アカウント統一化にむけた実装方法となる ID 連携方式の検討を行うこと。
- (2) 県民向けと事業者向けで性質が異なるため、それぞれの検討を行うこと。
- (3) 検討にあたり、複数の候補を選定するとともに、それぞれのメリット・デメリットや導入コスト、利用者の利便性、連携可能性(実用性)など総合的な評価・分析を行うこと。
- (4) 統一化するアカウントとしては、利用性の利便性を考慮し、県民向けにマイキーID や事業者向けに gBizID など、既に普及している既存サービスの活用を十分に検討すること。
- (5) 活用する技術、サービスについては、将来性を十分に考慮し、将来的に方式が変更された場合の対応も含め検討すること。
- (6) 各対象サービスの具体的な実装方法も検討すること。
- (7) 検討結果に基づき、実装に必要な要件定義を行うこと。また、より基本設計レベルの詳細な検討が必要な場合や関連システムの改善提案がある場合は、それも含めること。
- (8) 対象サービスとは別に、共通の ID 連携用基盤の構築が必要な場合は、その検討、要件定義等も行うこと。

提案事項 4

対象サービス調査

- ・ 調査を行う際の考え方及び調査項目、調査方法等について、具体的に提案すること。

提案事項 5

ID 連携方式検討

- 現時点で想定する連携方式について、その考え方、メリット等も含めて、具体的に提案すること。

2.2 ワンストップサービス検討業務

ワンストップサービスを検討するにあたり、以下の業務を実施すること。

2.2.1 ポータルサービスの検討

- (1) 本県が県民向け及び事業者向けに提供すべきワンストップサービスとしての情報の集約化を行うポータルサービス(ポータルサイト)の検討を行うこと。
- (2) 検討にあたり、本県が受託者に提供するサービス一覧を参照し、調査を行うこと。なお、原課及び構築ベンダへのヒアリングや書面調査等の実施が必要な場合は、合わせて行うこと。また、打合せを実施する際は同席すること。
- (3) 2.1 アカウント共通化検討業務において統一化を行う ID を活用し、利用者ごとの属性や嗜好等に基づくサービスや関連情報を提示するなど、利用者の利便性を十分に考慮して検討すること。なお、利便性を考慮する際は、可能な限り、県民の声を吸い上げる手法を採用すること。
- (4) 既存の提供サービスや今後の業界動向を踏まえ、本県に最適なサービスの検討を行うこと。
- (5) 県民向けと事業者向けの双方の視点で検討すること。なお、ポータルサービス自体を分離するか、または統合して行うかについても検討に含めること。
- (6) その他付加機能として、AI 活用による関連サービス・情報の表示機能やマッチング機能、メッセージ通知機能、メール配信機能、レコメンド・新着表示機能、メタバースなども検討すること。
- (7) 県提供のサービス・情報以外にも、国、市町村、その他民間の情報のポータルへの集約についても検討に含めること。
- (8) 県が運用する現行の AI チャットボットシステムについて、現状の効果を分析するとともに、ポータルへの集約や他の製品・技術への置き換え等について検討すること。

2.2.2 サービス・ポータル間連携方式検討

- (1) 2.2.1 の検討状況を踏まえ、ポータルサービスを具現化するための対象サービスとポータルサービス間の実装方法となる連携方式の具体的に検討を行うこと。
- (2) 県民向けと事業者向けとでポータルサービスを別サービスとして検討する場合は、その点も留意して検討を行うこと。
- (3) 検討結果に基づき、実装に必要な要件定義を行うこと。また、より基本設計レベルの詳細な検討が必要な場合は、それも含めること。

提案事項 6

ポータルサービスの検討

- 現在想定しているポータルサービスについて、その考え方、メリット、提供機能、活用技術等も含めて、具体的に提案すること。
- コスト面や活用する技術トレンド等を踏まえ、複数案を提案すること。
- 県民向け、事業者向けにそれぞれの立場での利便性を考慮して提案すること。

提案事項 7

サービス・ポータル間連携方式検討

- 現時点で想定する連携方式について、その考え方、メリット、活用技術等も含めて、具体的に提案すること。

2.3 データ管理・連携方式検討業務

データ管理・連携方式をするにあたり、以下の業務を実施すること。

2.3.1 庁内事業者情報の調査・標準化

- (1) 本県が受託者に提供する庁内の事業者情報の基礎調査情報に基づき、データ管理・連携するために必要な調査を行うこと。
- (2) データ管理の効率化及び有効活用の観点で、データベース統合及びデータ項目の標準化等の検討を行うこと。なお、統合及び標準化を行い趣旨としては、本県におけるベース・レジストリという位置づけ、庁内での横展開や外部データとの連携も視野に入れていることを踏まえること。
- (3) 調査を実施する上で、必要に応じて、原課及び構築ベンダへのヒアリングや書面調査等を実施すること。また、打合せを実施する際は同席すること。なお、原課との連絡調整については本県の指示のもと、直接行う場合もある。
- (4) 上記(1) の調査及び(2) の検討については、庁内の事業者情報の統一化・データ連携の可能性、管理状況、実装(改修)経費、スケジュールなど多面的に調査し、今後のデータ整備に係る実装に向けた総合的な評価・分析を行うこと。

2.3.2 国のベース・レジストリ等との連携方式検討

- (1) 2.3.1 の調査・標準化状況を踏まえ、利用者のワンスオンリーやサービスの高度化を目的とした、国が指定するベース・レジストリ(図 6 及び図 7 参照)及びその他外部情報との連携方式を検討すること。
- (2) 検討するにあたり、国が包括的データ戦略に基づき構築を進める、データ連携基盤及びベース・レジス

トリ並びにデジタル田園都市国家構想など、国の関連施策の情報収集を行うとともに、この連携の仕組みを十分に踏まえること。なお、国の包括的データ戦略の概要を図 6 及び図 7 に示す。

- (3) 国からの情報収集及び連携するにあたり、本県が調整して国との打合せを行うことを想定しているため、その際は参加すること。また、本県の指示のもと、国に対する情報収集や各種調整を行うこと。
- (4) 当該連携方式については、国を含めたデータの参照だけではなく、県が保有するデータの外部への情報提供も含めるものとする。
- (5) オープンデータとしての活用も検討に含めること。その際、活用しやすいフォーマットや通信プロトコル、データの匿名化統計処理方法などについても、国の動向も踏まえ、検討すること。
- (6) 検討結果に基づき、実装に必要な API も含めた要件定義を行うこと。また、より基本設計レベルの詳細な検討が必要な場合は、それも含めること。

2.3.3 県のモデル実装事業との連携

- (1) 今年度、本県の別事業として実施する国のベース・レジストリ(図 6 及び図 7 参照)と連携したモデル実装事業について、2.3.1 で検討を行う事業者情報を軸に、効果や成果が確実に確認できる内容を企画すること。その際、令和 5 年度以降の事業での実装につながる内容とすること。
- (2) 2.3.2 における国のベース・レジストリとの連携の検討については、上記(1) のモデル実装事業と連携を図りながら進めること。
- (3) 2.3.2 における検討結果をモデル実装事業にも必要に応じて情報提供・調整等を行うこと。また、モデル実装事業での実装結果をフィードバックとして受け止め、2.3.2 に検討結果に反映させること。

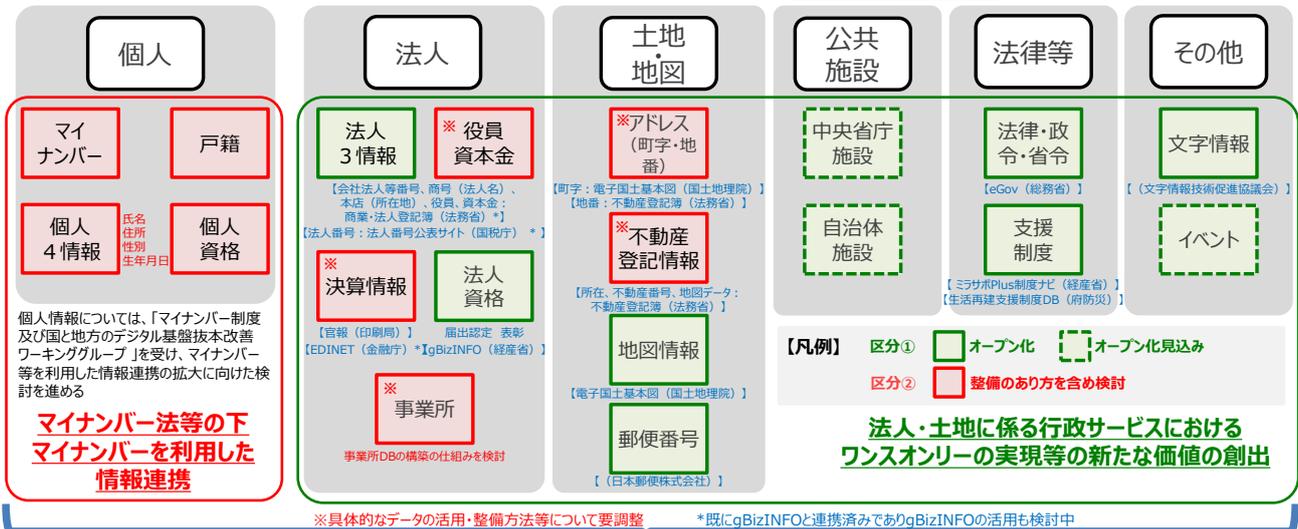
■ 2020年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略のアーキテクチャ		第一次取りまとめ	包括的データ戦略 検討項目
人材・セキュリティ	戦略・政策	データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱	<ul style="list-style-type: none"> データ活用原則 (①データがつかない、使えない、勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する) 行政におけるデータ行動原則の構築 ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用 プラットフォームとしての行政が持つべき機能
	組織 { 行政 民間 }	社会実装・業務改革 デジタルツインの視点でビジネスプロセスの見直し	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映
	ルール { データ ガバナンス 連携 ルール }	トラストの枠組み整備 トラストの要素（意思表示の証明、発行元証明、存在証明）を整理	<ul style="list-style-type: none"> トラスト基盤の構築（認定スキームの創設） 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代中期の実装を目指す】 トラスト基盤構築に向けた論点整理 (トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等)
	連携基盤 (ツール)	プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のプラットフォームにおける検討すべき項目の洗い出し(官民検討の場、ルール、ツール等)	<ul style="list-style-type: none"> データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発 データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルールの整理 (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入/ロックイン防止 等) 【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】 重点的に取り組むべき分野(健康・医療・介護、教育、防災等)のプラットフォーム構築 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年までに実装を目指す】 データ取引市場のコンセプトの提示
	データ	ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ベース・レジストリの指定 (法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等) ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】 データマネジメントの強化/オープンデータの推進
	利活用環境	引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの活用の在り方 人材/国際連携/インフラ	<ul style="list-style-type: none"> デジタルインフラ <ul style="list-style-type: none"> 通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算インフラ (富岳等コンピューティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備 人材・組織 <ul style="list-style-type: none"> データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置 セキュリティ <ul style="list-style-type: none"> セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築 国際展開 <ul style="list-style-type: none"> 理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】
インフラ			

図 6 包括的データ戦略の概要(R3.3.18 閣議決定)

重点整備対象候補 (データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ ベース・レジストリロードマップ等)



ベース・レジストリ指定

(注) 行政機関などで登録され広く社会に使われる情報

■ ベース・レジストリ(注)の指定に際しては、以下の区分により指定を行った

区分①: 即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するものとして指定するデータ

区分②: 今後ベース・レジストリとして整備のあり方を含め検討するものとして指定するデータ

⇒区分②については、マスターデータベースが不在、共通キーの不在、台帳間連携にあたって技術的、制度的課題が存在していることから、まずは目指すべき姿から検討

図 7 ベース・レジストリ整備全体概要(包括的データ戦略 R3.6.18 閣議決定)

提案事項 8

庁内事業者情報の調査・標準化ポータルサービス検討

- 調査を行う際の考え方及び調査項目、調査方法等について、具体的に提案すること。
- 標準化する際の対象となるデータカテゴリや整理する際のデータ項目等について、その考え方、メリットも含めて、具体的に提案すること。

提案事項 9

国のベース・レジストリ等との連携方式検討

- 現時点で想定する連携方式について、その考え方、対象となるデータ、活用方法（ユースケース）、メリット、活用技術等も含めて、具体的に提案すること。
- 国のデータ戦略やベース・レジストリの整備の考え方等を踏まえた提案とすること。

提案事項 10

県のモデル実装事業との連携

- 現時点で想定する、県が保有するデータを踏まえたモデル実装事業について、考え方やメリット等も含めて、具体的に提案すること。
- 利用者の利便性や県側の負荷軽減、費用対効果等の視点を踏まえ、複数案提案すること。
- 県民向け、事業者向けにそれぞれの立場での利便性を考慮した提案とすること。

2.4 公開型 GIS 基盤導入検討業務

公開型 GIS 基盤の導入を検討するにあたり、以下の業務を実施すること。

2.4.1 GIS 活用業務調査

- (1) 本県が受託者に提供する庁内の GIS を活用する業務の一覧に基づき、公開型 GIS 基盤導入の検討に向けて必要な調査を行うこと。
- (2) 調査を実施する上で、必要に応じて、原課及び構築ベンダへのヒアリングや書面調査等を実施すること。また、打合せを実施する際は同席すること。なお、原課との連絡調整については本県の指示のもと、直接行う場合もある。

2.4.2 公開型 GIS 基盤導入検討

- (1) 2.4.1 の GIS 活用業務調査状況を踏まえ、本県での共通基盤として適した公開型 GIS 基盤の検討を行うこと。
- (2) 検討にあたり、候補となる複数の GIS ツールの調査を行い、メリット・デメリットや導入コスト、利用者の利便性、連携可能性(実用性)など総合的な評価・分析を行うこと。
- (3) 国が独自に整備を進める GIS ツールや採用しているツールの情報も参考とすること。
- (4) 国が定める地理空間情報活用基本計画などの関連情報を参照し、国が進める方向性との整合を図ること。
- (5) 対象となる活用業務及びサービスからの具体的な利用方法及び実装方法も検討すること。サービスからの利用イメージは、図 4 を参照すること。
- (6) 検討結果に基づき、実装に必要な要件定義を行うこと。また、より基本設計レベルの詳細な検討が必要な場合は、それも含めること。

2.4.3 庁内 GIS データとの連携方式検討

- (1) 2.4.1 及び 2.4.2 の調査・検討状況を踏まえ、庁内で保有する GIS 情報を公開型 GIS 基盤に取り込むための連携方式の検討を行うこと。
- (2) 庁内 GIS データとの連携イメージを図 8 庁内 GIS データとの連携イメージに示す。公開型 GIS 連携基盤上で県民向け、事業者向けに公開する想定のため、庁内 GIS 基盤に登録・公開表示する際に必要なデータ変換や連携方式について具体的に検討すること。
- (3) 検討を実施する上で、原課及び構築ベンダへのヒアリングや書面調査等を実施すること。また、打合せを実施する際は同席すること。
- (4) 検討結果に基づき、実装に必要な要件定義を行うこと。また、より基本設計レベルの詳細な検討が必要な場合は、それも含めること。

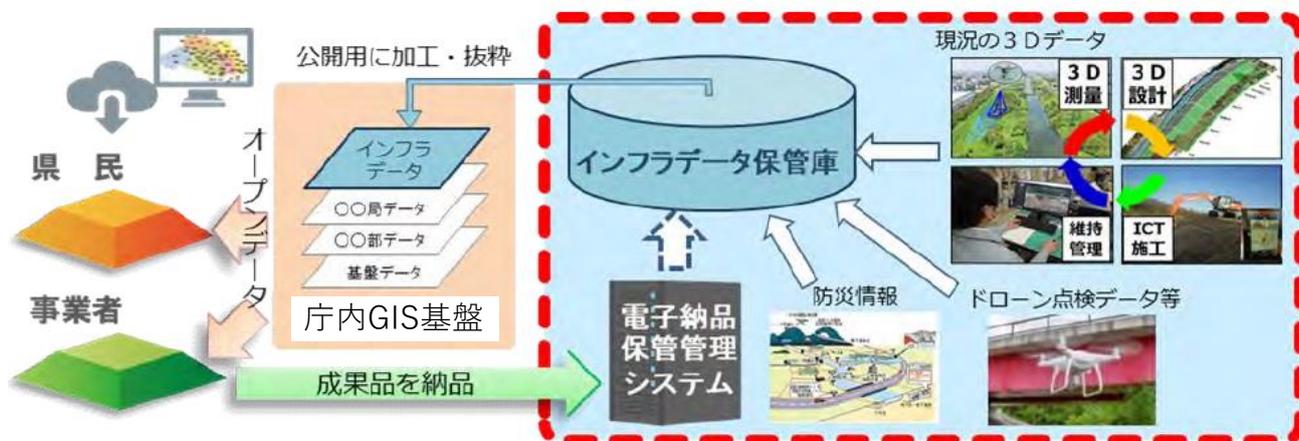


図 8 庁内 GIS データとの連携イメージ

提案事項 11

GIS 活用業務調査

- 調査を行う際の考え方及び調査項目、調査方法等について、具体的に提案すること。

提案事項 12

公開型 GIS 基盤導入検討業務

- 現時点で想定する GIS 基盤について、その考え方、メリット、活用技術（製品）、本県の特性等も含めて、具体的に提案すること。

提案事項 13

庁内 GIS データとの連携方式検討

- 現時点で想定する連携方式について、その考え方、メリット、活用技術等も含めて、具体的に提案すること。

2.5 整備計画策定業務

整備計画を作成するにあたり、以下の業務を実施すること。

2.5.1 検討対象スコープの定義

- (1) 2.1～2.4 及び 2.5.2 記載の各業務の実施に先立ち、本県と協議の上、検討対象とするスコープ(範囲)を定義すること。
- (2) スコープ定義の対象としては、2.1～2.4 記載の各業務での庁外の連携先(国、市町村、準公共分野、民間企業等)や連携データ、活用技術等を想定している。
- (3) 検討対象スコープの定義については、本県と協議の上決定すること。
- (4) 本事業を実施していく上で、国の動向や庁内調整により、スコープに変更が生じる可能性もあるため、その状況に応じて、プロジェクトの進行に影響を及ぼさない範囲で、柔軟に対応すること。
- (5) 定義にあたっては、情報連携を行う上での活用イメージ(ユースケース)を想定し、利用者や本県においてDXの観点で実施する価値のある内容であること。
- (6) 定義にあたっては、自治体固有のネットワーク体系(三相分離モデル)や情報管理の状況を踏まえ、実現性、コストなどを十分に考慮し、3年程度かけて構築を進める情報連携プラットフォームの目指すべきゴールを想定すること。
- (7) 検討対象スコープ定義を記載した書類を、契約締結後 10 営業日以内に作成し提出すること。

2.5.2 整備計画の策定

- (1) 2.1～2.4 記載の各業務について、検討及び要件定義等を行った結果を整備計画書としてまとめること。
- (2) 計画の策定にあたり実施する、各調査、検討業務については、本委託業務の工程に遅れが生じないよう、スケジュールに沿って適切に実施すること。
- (3) 整備計画書に盛り込むことを想定している項目を以下に例示する。必要な項目を提案するとともに、本県と協議して決定すること。
 - ① 整備方針
 - ② 活用イメージ(ユースケース)
 - ③ 整備対象基盤
 - ④ 整備対象サービス及び調査結果
 - ⑤ 整備対象データ及び調査結果
 - ⑥ 各整備対象の要件定義(機能要件／非機能要件)
(※基本設計レベルが必要な場合はその内容も含む)
 - ⑦ コストシミュレーション(費用見積り)(※運用経費も含む)
 - ⑧ 効果シミュレーション(アウトプット／アウトカム)
 - ⑨ 整備スケジュール
 - ⑩ 推進体制(PMO 含む)
- (4) 整備計画書は、2.1～2.4 全体の計画及び事業ごとの計画に分けて作成すること。
- (5) 令和 5 年度の予算事業を検討するにあたり、以下のフェーズごとに整備計画書を段階的にリリースすること。なお、予算規模を把握する必要があることから、各フェーズにおいて、整備に必要なコストは必ず試算するものとし、算定の裏付けとなる資料も提示すること。また、各報告時期の前に本県が報告内容を必要とする場合は、暫定版として対応可能な範囲で部分的に提供すること。
 - ① 中間報告1 : 令和 4 年 8 月中旬頃
 - ② 中間報告2 : 令和 4 年 11 月中旬頃
 - ③ 最終報告 : 令和 4 年 3 月上旬頃
- (6) 上記(3) の②を検討するにあたり、DX ビジョン・ロードマップの内容を踏まえること。また、DX ビジョン・ロードマップの修正が必要な場合、その内容を指摘すること。
- (7) 上記(3) の⑥について、年度ごとに実装機能をアップグレードする案についても、投資効果等を踏まえ、柔軟な視点で検討すること。
- (8) 上記(3) の⑦を見積もるにあたり、2.1～2.4 記載の業務ごとに複数ベンダへの RFI を実施し、経費を適切に算出すること。なお、上記(4) の中間報告時に見積りが間に合わない場合には、受託者において概算費用を算出すること。
- (9) 上記(3) の⑦については、県の財源に限りがあることから、すべての機能や対象とするフル仕様のほか、一部制限した仕様や最低限の仕様など、最低 3 段階の費用見積りを令和 5 年度以降令和 9 年度までの 5 年間、年度ごとに行うこと。
- (10) 上記(3) の⑨については、令和 5 年度から対象基盤の全機能の実装や構築対象となる全サービスの対応が完了する時期を想定し、複数年の工程を検討すること。なお、現時点では、令和 9 年度までの

5年間の工程を想定しているため、この期間の対応を行うこと。ただし、明確な試算が困難な場合には、本県と協議の上、対応すること。

- (11) 各種調査、検討、計画書の策定にあたっては、将来の技術動向、社会の変化に対応できるよう、可能な限り、実装する機能・サービスの変更を軽減する仕組みについて考慮すること。

2.5.3 市町村サービス・データとの連携の検討

- (1) 2.1～2.4 記載の各業務について、市町村が提供するサービス連携やデータ連携を踏まえ、検討を行うこと。
- (2) 検討の対象とするサービスは、2.1.1 で調査する対象サービスとの親和性を考慮し、本県と調整して決定すること。

2.5.4 次年度事業の調達仕様検討

- (1) 本事業で検討し整備計画でまとめた結果のうち、令和5年度で調達を実施する事業の仕様書を作成すること。
- (2) 作成にあたっては、対象範囲、記載内容等について本県と調整しながら進めること。

提案事項 14

整備計画の策定

- 整備計画書に盛り込む項目を、その考え方も含めて、具体的に提案すること。
- 計画書のフォーマット案を具体的に図示して提案すること。
- R F I を実施する際の実施項目、依頼先、各種条件等について、その考え方も含めて、具体的に提案すること。

提案事項 15

市町村サービス・データとの連携の検討

- 市町村と連携すべきサービスやデータについて、本県の特性等を考慮し、その考え方、メリット等を含めて、具体的に提案すること。

3. プロジェクト推進要件

3.1 プロジェクトの実施

以下の要件に沿ってプロジェクトを実施すること。

3.1.1 プロジェクト実施計画

- (1) 提案内容に基づくプロジェクトの目的、成果、実施体制、プロジェクト管理方法、スケジュール等、プロジェクトの全体計画案を契約締結後 10 営業日以内に作成し、県と協議を行い県の承認を得て当該全体計画に従ってプロジェクトの推進及び進捗管理を実施すること。
- (2) 上記(1)で作成した計画書をもとに、プロジェクトキックオフミーティング(以下、キックオフミーティングという)を開催すること。また、開催時の資料等準備や出席者調整、議事録の作成は、本県担当者に事前調整の上受託者が実施すること。なお、キックオフミーティングの開催場所は、本県が準備する。

3.1.2 実施体制

- (1) プロジェクトリーダー及びプロジェクト構成員は、1.8 記載の業務ごとに原則として2名以上で委託業務に従事すること。また、業務ごとのプロジェクト運営を総括するプロジェクトマネージャを配置すること。
- (2) 本業務を遂行させるために十分な業務実施体制を確保したうえ、連絡窓口・責任者を明示したプロジェクト体制表を提出すること。
- (3) プロジェクトマネージャ及びプロジェクトリーダーは、マネジメント能力が重要であることから、PMI本部認定のプロジェクトマネジメントに関する国際資格、又は本資格に相当する資格を有すること。
- (4) プロジェクトマネージャ及びプロジェクトリーダーは、官公庁・自治体に対して本業務と同等以上の業務実績がある者とする。また、プロジェクトマネージャは、原則すべての会議体に参加させること。
- (5) プロジェクトマネージャは契約締結後から納品が完了するまでの期間、プロジェクトの進捗管理を実施し、県の求めに応じて随時進捗状況等を報告すること。
- (6) 体制の変更の必要が生じた場合には、1か月前までに変更内容を記載した書面をもって報告し、事前に埼玉県の承認を得ること。なお、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本業務に支障をきたさないように十分な引継ぎを行い、結果を報告すること。
- (7) プロジェクトマネージャ及びプロジェクトリーダーの病気等による欠務が生じる場合は、速やかに埼玉県へ報告し、承認を得ること。なお、代行する担当者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。
- (8) プロジェクトの進行の遅延や体制による実施上の問題が生じていると県が判断した場合は、県の指示に従いプロジェクトの立て直しを図ること。

3.1.3 実績

- (1) 提案者(プロジェクト従事者含む)は、官公庁、民間事業者における類似事業の実績を有すること。

3.1.4 会議の開催・記録

- (1) 定例の進捗状況確認会議を、本業務期間中は週 1 回程度開催し、本業務の進行手順の確認、進捗状況の確認、プロジェクト管理上の課題への対応策の協議を行うこと。なお、進捗状況確認会議は必要

に応じて追加開催すること。

- (2) 開催時の資料等準備、議事録の作成は、本県担当者に事前調整の上受託者が実施すること。
- (3) 進捗状況確認会議とは別に、個別の検討案件について詳細な協議を行う個別検討会議を設置すること。
- (4) 進捗状況確認会議において、各個別検討会議の目的、役割、開催要件等について決定するとともに、各会議の進捗の管理を行うこと。
- (5) 進捗状況確認会議及び各個別検討会議の記録は、受託者が原則として 3 営業日以内に2部作成し、双方確認のうえで内容を確定し保管すること。
- (6) 会議については、新型コロナウイルスの感染状況及びテレワークの推進状況を鑑み、原則として、県がホストとなるWeb会議で実施する。なお、対面会議が必要と県が判断した場合には、対面で実施すること。

3.2 関連事業調整支援

3.2.1 関係部署・関係団体との調整

- (1) 本業務を遂行するために必要となる関係部署や関係団体との調整が生じた場合は、県の指示に基づいて資料作成を行うとともに、必要に応じて内容説明等を行うこと。

提案事項 16

プロジェクト推進

- プロジェクトの推進方針や考え方を提示すること。
- 取組みの全体計画案について具体的に提案すること。全体計画案には、全体スケジュール、主な実施項目、実施手順、実施体制を含めること。なお、3.3で示したスケジュールは想定であり、提案内容を踏まえたスケジュールとして提示すること。
- 実施体制は、役割と配置について県側も含め具体的に提示すること。その際、提案者側の体制については、従事者の所属、役職、氏名を記載すること。
- プロジェクトの管理方法（進捗管理、リスク管理、課題管理、コミュニケーション計画、情報共有方法等）について、具体的に提示すること。
- プロジェクトリーダーの経歴、業務実績等について具体的に提示すること。

3.3 全体スケジュール

本事業で想定する全体スケジュールを図 9 に示す。事業の実施においては、このスケジュールを参考に、具体化するとともに、県の承認を得て、計画的に進めること。

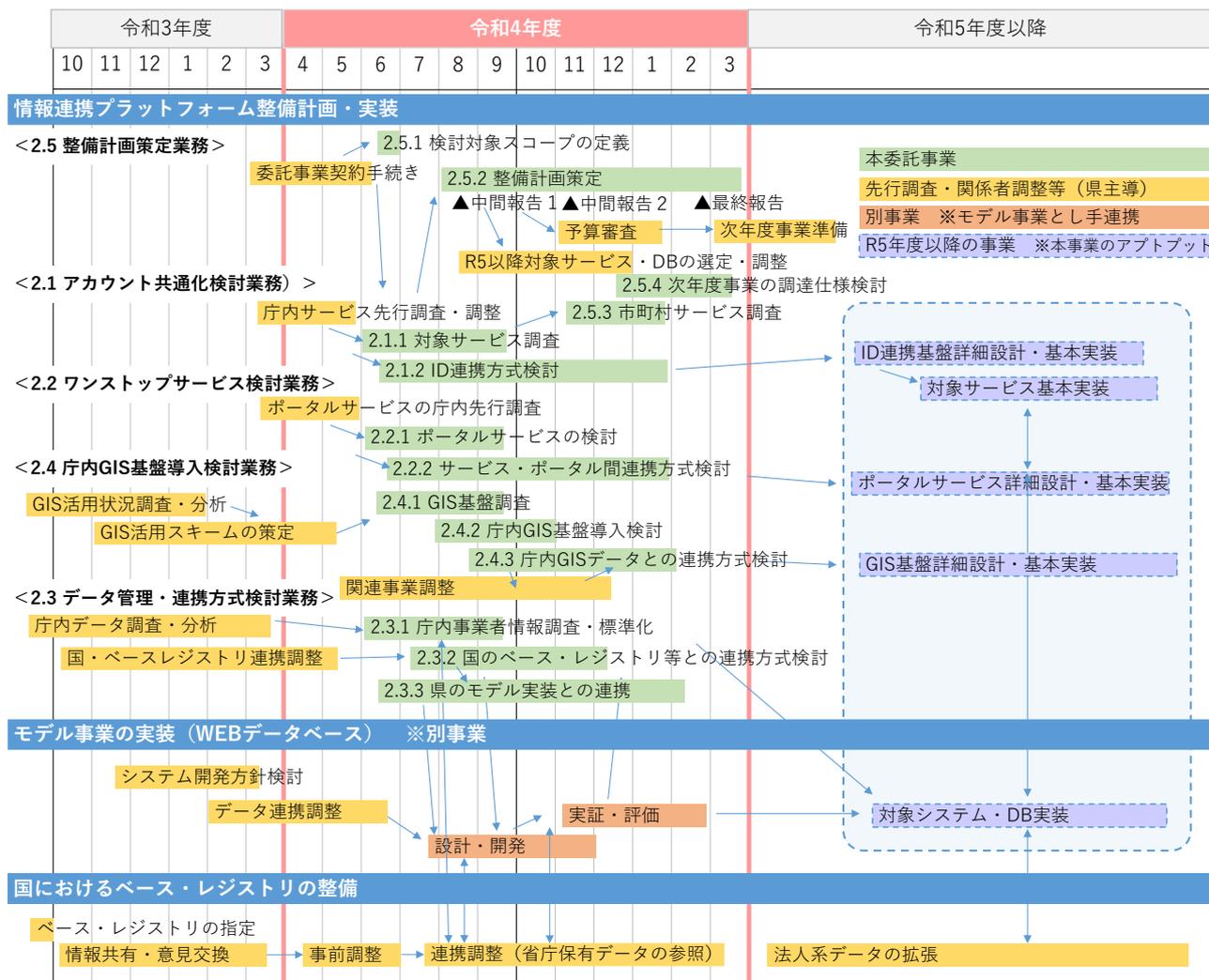


図 9 全体スケジュール

3.4 業務実施要件

- (1) 提案書は仕様書の一部として本業務の契約に取り込むものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本県と受託者で協議の上決定する。
- (3) 受託者は、体制の変更を行う場合は、変更後においても 3.1.2 記載の要件を満たしていることをあらかじめ示すこと。
- (4) 原課へのヒアリング時には、担当者のスキルに応じて対応すること。特に、経験の浅い担当者に対して

埼玉県

情報連携プラットフォーム整備計画策定業務要求仕様書

は、できる限り分かりやすい言葉で助言し接すること。

- (5) 埼玉県の事業について十分に理解し、個々の案件に即した適切な助言や説明、支援を行うこと。助言や提案に当たっては、その根拠となるデータや事例を踏まえて行うこと。また、必要に応じて、参考となるサンプルなどを提供すること。
- (6) 調査報告書や結果報告書など様式や記載内容、粒度が定めていない 4.1 記載の各納品物については、あらかじめ本県と協議を行うこと。特に、要件定義を行う業務については、検討の方向性や記載レベルなどを明らかにしてから業務に着手すること。
- (7) 電子メール、電話等による相談や質問に迅速かつ円滑に対応すること。また、迅速かつ的確な対応ができるよう、業務分類に応じて対応窓口の一元化を図ること。
- (8) 独立した第三者として、中立的な見地で業務を行うこと。
- (9) 受託者は、本業務での検討や仕様書作成を行う令和5年度実施予定の業務を受託することはできない。

4. 納品要件

4.1 納品物

- (1) 本業務における納品物は以下のとおり。
- (2) 納品する際は、必ず本県の検収を受けること。
- (3) 納入物の構成及び名称について、本県と調整の上、適切と認められる場合は、変更する場合もある。

No	業務区分	対応業務	納入物	納入時期(想定)
1	プロジェクト管理		・プロジェクト計画書	契約締結後速やかに
			・全体スケジュール管理表	契約締結後速やかに(毎 定例会更新)
			・定例会資料 ・進捗管理表 ・課題管理表 ・議事録	毎定例会 (議事録は会議ごと)
2	アカウント共通化	対象サービス調査	・対象サービス調査報告書	中間報告1(8月中旬頃)
3	検討	ID 連携方式検討	・ID 連携方式検討結果報告書	中間報告2(11月中旬頃) 最終報告(3月上旬頃)
4	ワンストップサービス	ポータルサービスの検討	・ポータルサービス検討結果報告書	
5	検討	サービス・ポータル間連 携方式検討	・サービス・ポータル間連携方式検討結果 報告書	
6	データ管理・ 連携方式検討	庁内事業者情報の調査・ 標準化	・庁内事業者情報調査報告書 ・庁内事業者情報標準化検討結果報告書	
7		国のベース・レジストリ等 との連携方式検討	・国のベース・レジストリ等連携方式検討 結果報告書	
8		県のモデル実装事業と の連携	・モデル実装事業企画提案書	
9	公開型 GIS 基盤	GIS 活用業務調査	・GIS 活用業務調査報告書	中間報告1(8月中旬頃)
10	導入検討	公開型 GIS 基盤導入検 討	・公開型 GIS 基盤導入検討結果報告書	中間報告2(11月中旬頃) 最終報告(3月上旬頃)
11		庁内 GIS データとの連携 方式検討	・庁内 GIS データ連携方式検討結果報告 書	
12	整備計画策定	検討対象スコープの検討	・検討対象スコープ定義書	契約締結後速やかに
13		整備計画の策定	・情報連携プラットフォーム整備計画書 (No2~11 の各報告書の内容を含む)	中間報告1(8月中旬頃)
14		市町村サービス・データ との連携の検討		中間報告2(11月中旬頃) 最終報告(3月上旬頃)
15		次年度事業の調達仕様 検討	・令和5年度調達仕様書案(2月中旬頃)	2月中旬頃

4.2 納品条件

- (1) ドキュメント類については、各納品物の電子データを収納した電子媒体(DVD-R)1式を納品すること。

4.3 納品形式

- (1) 納品物は電子媒体のみで納入するものとし、全て日本語表記とすること。
- (2) 報告書等の各種ドキュメントは、原則デジタルでの閲覧を前提とした様式とすること。
- (3) 電子ファイルの納品物は、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」、「Microsoft PowerPoint」を利用したファイル形式で作成すること。それ以外の形式での提出を希望する場合は個別に確認すること。
- (4) 電子ファイル(DVD-R)の納品物は、ファイルの構成等が分かるようインデックスやディレクトリ構成の説明資料を添付しておくこと。
- (5) 納入媒体のうち電子ファイル(メール等)とした媒体は、電子メールやファイル送信システム等により本県が指定する宛先に送付すること。
- (6) 電子ファイル(DVD-R)とした媒体は、「Microsoft Windows」で読込可能なDVD-Rにデータを書き込んでレーベル等に納品物名が分かるようにし、正副各一式を納入すること。
- (7) 電子ファイル(DVD-R)の納品物のうち、納期が同じ納品物については、媒体を一つにまとめて提出すること。

4.4 納品場所

- (1) 電子ファイル(DVD-R)による納品物については、以下の場所へ納品すること。その他の納品物については、プロジェクト計画書作成時に埼玉県と協議のうえ決定する。

- ・ 納品場所 〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県庁本庁舎2階 行政・デジタル改革課執務室

提案事項 17

納品物

- ・ 納品物について、具体的に想定する成果物の項目及びイメージについて提示すること。

提案事項 18

費用

- ・ 本業務について可能な限り項目を分けてそれぞれの費用・工数を提示すること。